

出生

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまるものはありますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
---	--	-----	-------	----	------	-----

住所
戸籍

お子さんのマイナンバー（個人番号通知書）	※後日、郵送で送られます （約 1 か月かかります）			②市民サービスカウンター	
お子さんの住民票コード	※後日、通知書が郵送で送られます			②市民サービスカウンター	

保 険

お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入			①保険・年金	
→出産した方が国民健康保険の方	「出産育児一時金」の支給申請	・世帯主の口座番号がわかるもの <病院でもらった次の2点> ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し		①保険・年金	
① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1) の 手続きをし、出産費用が 50 万円 (※2) に満 たなかった方					
② 「直接支払制度」(※1) を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った方					
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続きは、加入している健康保険の 担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で 手続きしてください	
出産した方が国民年金に加入中の方	産前産後期間の国民年金保険料免除申請	・年金手帳		①保険・年金	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では 48.8 万円

こども

母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳		②市民サービスカウンター	
児童手当を申請する方	児童手当の申請 出生の翌日から起算して 15 日以内 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください ※2 人目以降は、額改定申請 ※必要書類をそろえてから、窓口へお越しください	・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証 ※2 人目以降は、請求者の健康保険証のみで申請 できます		②市民サービスカウンター	
子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから 窓口へお越しください	・健康保険証（子） ※転入 1 年以内の方は、前住所地の 「所得・課税証明書」が 必要な場合があります		①保険・年金	
出産・子育て応援交付金を申請する方	出産・子育て応援交付金の申請	・申請書 ・出産後の方へのアンケート 妊娠届出時および新生児産婦訪問時に ご案内します		健康推進課 （保健センター） 0126-62-1173	
新生児・産婦訪問（赤ちゃん訪問）のご案内	お子さんが生まれてから 2 か月頃までを目安に、「予防接種のしおり」をお渡ししたり、お子さん様の様子を伺って状況に応じた育児情報をお伝えするために、ご家庭を訪問しています。訪問の際には、事前にご連絡します。	担当の保健師が訪問します		健康推進課 （保健センター） 0126-62-1173	
おおきな～れ！びばいっこ訪問事業 （略称：赤ちゃん訪問事業）	4 ヶ月～7 ヶ月までのお子さんがある家庭に訪問し、お話をしながら子育てに関する情報を提供することで、ご家族が安心して子育てができるようお手伝いをさせていただきます。訪問をご了承いただける場合は同意書の提出をお願いいたします。	こども未来課職員と主任児童委員が訪問します		こども未来課 0126-62-2131	
未婚で出産された方	児童扶養手当受給資格に該当する場合がありますので窓口へご相談ください。 ※児童扶養手当受給者の場合は、額改定申請及び申立て等	※窓口でご相談ください		こども未来課 0126-62-3147	
	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※窓口でご相談ください		①保険・年金	
保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※窓口でご相談ください		こども未来課 0126-62-3147	
未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※窓口でご相談ください		健康推進課 （保健センター） 0126-62-1173	

その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	出生を証する書面	2 階都市建築住宅課
	ごみ処理手数料の減免	指定ごみ袋の支給	出生を証する書面 印鑑	⑥廃棄物・墓地・ 畜犬・市民バス・ 交通



〒072-8660
美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)



令和 6 年 4 月改定

美唄市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 出生

ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら 14 日以内に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞

1 点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2 点が
必要なもの

- ・ 健康保険証
- ・ 年金手帳※
- ・ 介護保険証
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。